

行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せて行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号の1。以下「申請書」という。）を提出する必要があります。

行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給確認書

誓約事項

- 1 受給中において、次の求職活動等要件を満たすこと。
 - ① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - ② 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
 - ③ 原則週1回以上、求人先に応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りでない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）がいずれも生活保護又は職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等がいずれも他の自治体に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと。
- 4 申請者等がいずれも暴力団員でないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の手段によって行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたときは、不当利得として返還すること。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合は、支給が中止されること。
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給する者（以下「受給者」という。）の常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、又はそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者及び受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者が偽りその他不正の手段により再貸付、緊急小口資金又は総合支援資金（初回）の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。
また、市の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援及び適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、受給者等の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、市が官公署から情報を求めること。

年 月 日

行田市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約し、及び同意します。

申請者 住所
氏名

確認事項（以下に該当する場合はチェックを入れること）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
 住民票の写し
- 2 【申請書の申請事項⑦の1又は2に該当する方】
 ① 再貸付の借用書（控）の写し又は再貸付の貸付決定通知書の写し
 ② 再貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し
 ③ ①が用意できない場合（※2）は、行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金過去借入状況・再貸付不決定申告書（様式第1号の3。以下「申告書」という。）
【申請書の申請事項⑦の3に該当する方】
 ① 再貸付の不決定通知の写し
 ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び申告書
【申請書の申請事項⑦の4に該当する方】
 ① 申告書
② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し
【申請書の申請事項⑦の5又は6に該当する方】
 ① 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）の写し又は貸付決定通知書の写し
 ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び申告書
- 3 収入関係書類
 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入額が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の申請日時点の預貯金額が確認できる金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 生活保護関係書類（※3）
 保護申請書の写し（受領印があるもの）
- 6 振込口座（※1）が分かる書類
 通帳の該当部分の写し等

※1 web通帳等電子的にのみ管理している場合は、その画面の写し

※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合は、書類の再交付を受けることは不要

※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、行田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号の1）に公共職業安定所から発行された求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込日時の記載が必要